

定年延長に伴う60歳以降の貸付金の弁済について

地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、職員の給料月額が、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

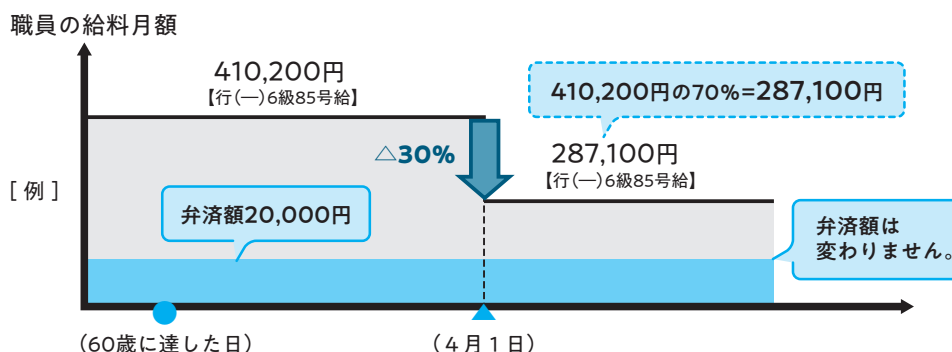
当組合の貸付けを受けている方で、60歳以降も弁済が続く場合、下図のとおり、給料月額が7割水準になりますが、現行の取扱いでは、弁済額は変わらず、給料等からの控除は継続されますので、ご注意ください。

なお、組合員資格を失った(退職した)とき、または、退職手当もしくはこれに相当する手当の支給を受けたときに、貸付金残額および利息を一括で退職手当等から控除(弁済)することとなっております。

退職手当またはこれに相当する手当については、原則、退職時に支給されることから、定年まで勤務される場合、退職手当等の受給年齢も、定年年齢とともに引き上げられ、令和13年度以降は65歳となります。

～給料月額の7割措置時のイメージ～

60歳超職員の給料月額 = (給料表の職務の級・号給に応じた) 給料月額の70% (70/100)



令和5年度から、定年年齢が段階的に引き上げられ、令和13年度から65歳となります。これにより、令和13年度以降、60歳から65歳までの最長5年間、給料月額が7割水準となります。

※令和5年12月1日現在

医療費通知書は

医療費控除の申告手続き に使用できます

確定申告の医療費控除の申告手続きをする際、医療機関等の領収書の添付または提示に代えて「医療費控除の明細書」の添付(要記入)が必要となっています。ただし、保険者(共済組合)が発行する「医療費通知書」を添付すれば、「医療費控除の明細書」の記入を簡素化できます。

確定申告については、P14下もご覧ください

医療費控除の申告に使用する際の注意

- 「医療費通知書」に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります。この場合、領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。
 - 記載されている自己負担額は、公費負担医療等の影響により実際の自己負担額と必ずしも一致するとは限りません。このため、必ず医療機関から発行された領収書の金額と照らし合わせて、異なる場合は領収書の金額に訂正して確定申告に使用していただく必要があります。
 - 文字数制限等により医療機関名が表示されていない場合は、手書きで追記してください。
 - 「医療費通知書」を使用する場合は、原本の添付が必要となります。また、再発行はいたしかねますので大切に保管してください。
- ※その他、医療費控除の申告に関することについては、お近くの税務署へお問い合わせください。

医療機関から共済組合への医療費の請求時期等により、次回の「医療費通知書」(2月上旬発行予定)は原則、令和5年5月～令和5年10月受診分となります。